

乳幼児等・こども医療費助成制度

所得制限撤廃 & 高校生相当まで拡充します

7月1日から
スタート!



問い合わせ
地域福祉課 ☎38-2076



こんなに変わります!

乳幼児等医療費助成制度 こども医療費助成制度

6月30日までは、所得基準額未満の中学3年生までが助成対象です(0歳は所得制限なし)。7月の拡充後からは、所得基準額以上の「1歳~中学3年生」と「高校生相当」の方が新たに助成対象となります。

新たに対象となる方

● 所得基準額以上の1歳~中学3年生

1歳の誕生月の翌月1日から
中学3年生(15歳到達後最初の
3月31日まで)までの方



● 高校生相当の方

15歳到達後最初の4月1日から
18歳到達後最初の3月31日まで
の方。高等学校等の在学の有無は
問いません。

- ▶ いずれも7月1日時点の年齢を基準とします
- ▶ 高校生相当の方で、他の福祉医療費助成制度を受給中の方は、受給者証に変更はありません(入院による一部負担金の差額は、こども医療費助成制度の助成対象です)

《対象外》生活保護法による医療扶助を受けている方

所得制限

● 所得制限はありません

所得基準額以上の方および高校生相当の方については、外来の一部負担金があります。

申請

● 対象となる方は申請が必要です

申請が必要な方には、3月中旬に申請書を送付します。申請期限(4月22日)までに必要書類を添えて提出してください。

- ☑ すべての子どもが対象(所得制限なし)
- ☑ 拡充対象者の外来は800円 月3回目からは0円(負担なし)
- ☑ 拡充対象者の入院は0円(負担なし)

● 6月30日まで

	0歳	1歳~ 中学3年生	高校生相当
所得基準額 ※1 以上		助成対象外	
所得基準額 未満	外来・入院：0円(負担なし)		



● 7月1日から

	0歳 (変更なし)	1歳~ 中学3年生(拡充)	高校生相当 (拡充)
所得基準額 以上		外来：800円※2 入院：0円(負担なし)	
所得基準額 未満	外来・入院：0円(負担なし)		

※1 所得基準額

保護者・扶養義務者(父母等)のうち最も税額の高い方の市町村民税所得割額(福祉医療独自の控除等適用後の額)が23万5千円

※2 外来:800円

同一の医療機関等ごと(医療・歯科・調剤薬局・訪問看護等ごと)に1日につき800円を限度に、月2回まで医療機関等でご負担いただけます。3回目以降は「負担なし」です。

助成対象

● 7月1日以降の外来・入院の医療費

《対象外》

- ▶ 健康保険適用外の費用(健康診断料・予防接種料・入院時の食事療養費・文書料等)
- ▶ 日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の対象になる場合(学校園の管理下で発生したケガや病気で、災害共済給付の対象となる場合)

県外の医療機関等を受診する際は窓口で使用することはできませんが、後日還付の申請(領収書の原本等が必要です)を行うことで、助成を受けることができます。

受給者証は6月下旬ごろに郵送。
7月1日以降は健康保険証等と一緒に医療機関等の窓口で提示することで助成を受けることができます。



ミュージカルプロ養成
スクール予科生/学生
小林 開さん